

名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定についての一部改正について

関税法（昭和29年法第61号）第24条第1項の規定により、「名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（昭和35年公示第84号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

平成30年12月27日

名古屋税関長 武藤 義哉

記

1. 記1を次のとおり改める。

外国往来船	交通経由場所
(1) ガーデンふ頭1号から3号までの岸壁及びH3 東陽桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁及び桟橋
(2) ~ (6) (省略)	(省略)
(7) 空見ふ頭S C鉄鋼ふ頭及びS 1岡谷ふ頭の各岸 壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(8) 空見ふ頭S 2栃木合同輸送及びS 5東邦瓦斯空 見の各桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(9) ~ (10) (省略)	(省略)
(11) 空見ふ頭V 1岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(12) ~ (20) (省略)	(省略)
(21) 飛島ふ頭U 1及びU 2の王子製紙桟橋にけい留 する船舶	左欄に掲げる各桟橋に設置された保安用フェン ス等の開門ゲート
(22) (省略)	(省略)
(23) 飛島ふ頭U 5石油3社共同桟橋にけい留する 船舶	左欄に掲げるけい留桟橋
(24) ~ (25) (省略)	(省略)
(26) 弥富ふ頭N 1及びN 2の由良桟橋にけい留する 船舶	左欄に掲げる桟橋に設置された保安用フェンス等 の開門ゲート
(27) (省略)	(省略)
(28) 木場金岡ふ頭P 5東晃鋼業岸壁にけい留する船 舶	東晃鋼業株正門守衛室前通路
(29) ~ (30) (省略)	(省略)
(31) 昭和ふ頭E 1宇部セメント桟橋東亜合成桟橋及 びE 5東亜合成南側第2桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(32) 船見ふ頭E 2及びE 3の日通伊勢湾桟橋にけい 留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(33) (省略)	(省略)
(34) 潮見ふ頭Q 3上組桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留桟橋
(35) 潮見ふ頭B 6宝石油、B 8サンラックス油槽 所、B Eセントラルタンクターミナル、B G兼 松油槽、B I、B K伊藤忠、B L、B V丸紅石 油及びB W丸中興産の各桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各桟橋に設置された保安用フェンス 等の開門ゲート

外国往来船	交通経由場所
(36) 潮見ふ頭 B H 及び B H 2 のリノール油脂桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(37) (省略)	(省略)
(38) 新宝ふ頭 C 4 A から C 4 C までの東レ岸壁にけい留する船舶	東レ(株)東海工場正門防災センター受付前通路
(39) 新宝ふ頭 I 3 トヨタ岸壁並びに I 2 、 I 5 及び I 6 のトヨタ桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁及び桟橋
(40) 新宝ふ頭 I 4 豊田スチール桟橋にけい留する船舶	豊田スチールセンター(株)正門警備室前通路
(41) 東海元浜ふ頭 F 2 から F 8 までの新日鐵住金製品、 F 9 新日鐵住金雑原、 F 10 新日鐵住金重油、 F 11 から F 14 までの新日鐵住金原料、 F 15 新日鐵住金の各岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(42)～(43) (省略)	(省略)
(44) 北浜ふ頭 G 2 及び G 3 の石播知多工場桟橋にけい留する船舶並びに(株) I H I 愛知工場に船渠する船舶	(株) I H I 愛知工場正門警備室前通路
(45) 北浜ふ頭 G 1 日清製粉、 J S 全農サイロ、 J T 東洋グレンターミナル及び J 5 知多埠頭の各桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(46) 北浜ふ頭 J 7 から J 9 まで及び J 16 から J 19 までの J X エネルギー桟橋にけい留する船舶	J X 日鉄日石エネルギー(株)知多製造所正門警備室前通路
(47) 南浜ふ頭 K 1 から K 4 までの出光知多第 1 、 K 5 出光知多第 2 、 K 12 から K 15 までの出光知多第 4 、 K 16 から K 19 までの出光知多第 5 の各桟橋、並びに K 7 から K 11 までの出光知多岸壁にけい留する船舶	出光興産(株)愛知製油所通用門詰所前通路
(48) 南浜ふ頭 L 1 三社共同及び L 2 知多 LNG 第 2 の各桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留桟橋
(49)～(50) (省略)	(省略)

2. 記 2 を次のとおり改める。

場所の名称	所 在 地	備 考
(1)～(2) (省略)	(省略)	
(3) 稲永ふ頭 15号から18号までの岸壁、22号から25号までの岸壁	名古屋市港区潮風町65番地先、67番及び77番地先	
(4) 金城ふ頭 52号から67号までの岸壁、72号から85号までの岸壁	名古屋市港区金城ふ頭一丁目、二丁目及び三丁目	
(5) 東海元浜ふ頭 F 2 から F 8 までの新日鐵住金製品、 F 9 新日鐵住金雑原、 F 10 新日鐵住金重油、 F 11 から F 14 までの新日鐵住金原料、 F C 及び F 15 新日鐵住金の各岸壁	東海市東海町五丁目3番地及び10番地	
(6)～(9) (省略)	(省略)	
(10) ガーデンふ頭 H 3 東陽桟橋	名古屋市入船一丁目1番11号地先	
(11) (省略)	(省略)	
(12) 昭和ふ頭 E 1 宇部セメント桟橋東亜合成桟橋	名古屋市港区昭和町3番	
(13) 船見ふ頭 E 2 及び E 3 の日通伊勢湾桟橋並びに43号から48号までの岸壁	名古屋市港区潮見町41番地先及び船見町58番	

場所の名称	所 在 地	備 考
(14)潮見ふ頭 B 6 宝石油、B 8 サンラックス油槽所、 B E セントラルタンクターミナル、B G 兼松油槽、B H 及び B H 2 リノール油 脂、B I 、B K 伊藤忠、B L 、B W 丸中 興産及びQ 3 上組の各桟橋	名古屋市港区潮見町8番地 先、11番1地先、37番 7地先、37番12地先、 37番15、37番16地 先、37番23地先、37 番31地先、37番78地 先、及び43番1地先	
(15)潮風ふ頭 27号から29号までの岸壁、31 号から33号までの岸壁	名古屋市港区潮風町74番及び 75番	
(16)空見ふ頭 50号、51号、70号、V1及び S1岡谷ふ頭の各岸壁並びにS2朽 木合同輸送、S5東邦瓦斯空見の各 桟橋	名古屋市港区空見町27 番、 28番地先、31番、34 番、 37番1、40-2及び4 1番	
(17)飛島ふ頭 98号及び99号岸壁並びにU1及 びU2の王子製紙、U5丸紅エネッ クスの各桟橋	海部郡飛島村西浜27番 地、 28番及び東浜三丁目3番 地	
(18)弥富ふ頭 88号及び89号岸壁並びにN1か らN3までの由良桟橋	弥富市楠三丁目19番地地 先	
(19)木場金岡ふ頭 P5東晃鋼業岸壁	海部郡飛島村金岡12番地	
(20)新宝ふ頭 I3トヨタ岸壁並びにC4AからC 4Cまでの東レ桟橋、C5トヨタ桟 橋、I4豊田スチール桟橋、I2、 I5及びI6のトヨタ桟橋	東海市新宝町30番3地 先、31番地、33番地の 3及び33番地の4	
(21) (省略)	(省略)	
(22)北浜ふ頭 G1日清製粉、G2からG4までの 石播知多工場、J4及びJ5の知多 埠頭、J7からJ9まで及びJ16 からJ19までのJXエネルギー、 JN日清製粉、JS及びJS2の全 農サイロ、JT東洋グレンターミ ナルの各桟橋並びに87号、J2中電 知多火力の各岸壁	知多市北浜町9番1、11 番の1、 12番地、14番地の9、 16番地、23番地、24 番地の6、 25番地	
(23)南浜ふ頭 K1からK4までの出光知多第1、 K5出光第2、K12からK15ま での出光知多第4、 K16からK19までの出光知多 第5、L1三社共同及びL2知多 LNG第2の各桟橋、並びにK7 からK11までの出光知多岸壁	知多市南浜町11番地、 27番地の1	
(24) (省略)	(省略)	

附 則

この公示は、平成30年12月27日から施行する。